

本國同友會假規則

第一條 本會ハ和歌山縣下有志者ノ集合成立スルモノニシテ
左ノ各款ヲ目的トス

第一款 開智治生ノ學ヲ修メ

第二款 相共ニ利害休戚ヲ同クシ

第三款 縣下一般ニ關スル事件ノ得失ヲ講究シテ縣會ノ
參考ニ供ス

第四款 時トシテハ全國ニ關スル事件ヲ議スルヲモアル
可シ

第二條 會員ヲ數部ニ分チ各郡區ヲ以テ一部ト爲シ其郡區名
ヲ部稱スルモノトス

但シ其一部内限リノ規約ハ各自ニ制定シテ之ヲ會長ニ報
告ス可シ

第三條 會員ヲラント欲スルモノハ年齡二十三年以上ニシテ
其郡區内會員ノ保薦ヲ得幹事ニ申出テ會長ノ認可ヲ經テ會
員ニ列ス可シ

第四條 會同ハ每年春秋二回和歌山ニ於テ之ヲ開ク若シ臨時
會同ヲ要スルハ此期限外ニ開場スルヲモアル可シ

第五條 各郡區會員ニ於テハ互撰投票シテ十名ヨリ多カラズ
五名ヨリ少カラサル委員ヲ公舉シテ會同ニ出ス可シ

第六條 毎年第一大會ニ於テ會員一同ノ投票ヲ以テ正副會長
各一名ヲ撰舉シ又各部内ニ於テハ各一名ノ幹事ヲ撰舉ス可
シ

但正副會長及幹事ノ任期ハ一ケ年タル可シ

第七條 各部會員ハ常ニ通信報告ヲ爲シ互益相助ノ道ヲ開ク
可シ

第八條 以上ノ條款ニシテ改正ヲ要スルハ毎大會ノ節又ハ
臨時會ニ於テ之ヲ改ルヲ得ベシ

